

さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、市内における有料老人ホームの設置及び運営に関し、遵守されるべき手続等につき必要な事項を定め、優良な有料老人ホームの設置を推進し、入居申込者の選択に資するとともに、その安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次に掲げる者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 市内に有料老人ホームを設置しようとする者
- (2) 既に、市内に有料老人ホームを設置し、運営している者

(設置者の責務)

第3条 設置者は、この要綱に定める手続等を遵守し、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に従い、さいたま市長（以下「市長」という。）への届出を行わなければならない。

- 2 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法第29条第2項又は第3項に従い、市長への届出を行わなければならない。

第2章 有料老人ホームの設置審査

(審査の手続)

第4条 設置者は、事前協議の審査を受けなければならない。

なお、介護付有料老人ホームとして審査を受けようとする設置者は、あらかじめ、市が別途定める手続を経て、指定特定施設の対象施設として決定されなければならない。

(審査対象)

第5条 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設の設置計画にあつては、設置者は、設置主体及び設置形態の如何を問わず、この要綱に定める審査を受けなければならない。

- 2 市街化調整区域への設置計画にあつては、利用権方式又は賃貸方式を採用するもののみを審査対象とし、これ以外の方式については、その設置を認めないものとする。

(事前協議)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前（開発許可等対象外の場合にあつては、建築基準法による建築確認（既存建築物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更）の申請前）、事業譲渡や吸収合併等による法人変更前に、様式第1号の「有料老人ホーム設置計画事前協議書」に定める資料等を添付して、さいたま市長に協議しなければならない。

なお、事業譲渡や吸収合併等による法人変更については、あらかじめ市に相談のうえ、市が定める取扱いを遵守すること。

(事前協議済書の交付)

第7条 市は、前条の事前協議の結果、設置計画の内容が指針に適合していると認めた場合、又は一部不適合であるが指針6（1）に定める理由等によりやむを得ない計画と認める場合、設置者に有料老人ホーム設置計画事前協議済書（以下、「協議済書」という。）を交付するものとする。

また、設置計画の内容が指針に一部不適合である場合は、協議済書に不適合事項を記載することとする。

なお、不適合事項を記載した協議済書の交付を受けた施設にあつては、有料老人ホーム重要

事項説明書に当該不適合事項を記載するものとする。

第3章 届出等

(協議終了から届出までの状況報告)

第8条 前条に規定する協議済書の交付を受けた設置者は、次に掲げる事項について、市から進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

- (1) 用地の取得状況
 - (2) 都市計画法、農地法、建築基準法の手続きの進捗状況
 - (3) 資金調達及び融資の状況
 - (4) 入居見込者確保の状況
 - (5) その他関連事項
- (設置届)

第9条 設置者は、建築確認後すみやかに、さいたま市老人福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第126号。以下「法施行細則」という。）様式第31号により、第3条第1項に定める届出を行わなければならない。

(入居者の募集)

第10条 入居者の募集は、前条に定める届出が受理された後でなければ開始してはならない。

(建設工事の着工)

第11条 建設工事は、第9条に定める届出が受理された後でなければ着工してはならない。

(事業開始届)

第12条 設置者は、有料老人ホームの事業開始後すみやかに、様式第2号により「有料老人ホーム事業開始届」を提出するものとする。

(変更届)

第13条 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法施行細則様式第32号又は様式第33号により、第3条第2項に定める届出を行わなければならない。

(情報の公開)

第14条 市は、設置者から提出のあった届出等の情報を公開するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年12月31日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年5月30日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年6月1日までに従前の「さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱」に基づきなされた手続きについては、なお従前の規定により取り扱うものとする。

様式第1号（第6条関係）

有料老人ホーム設置計画事前協議書

年 月 日

（あて先）
さいたま市長

設置者 住 所

氏名・名称

代表者氏名

下記の有料老人ホームの設置を計画したので、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱第6条に基づき必要な書類を添えて協議します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの所在地
- 3 添付資料
 - (1) 設置主体に関する資料
 - (2) 立地条件に関する資料
 - (3) 規模及び構造設備に関する資料
 - (4) 募集計画に関する資料
 - (5) 運営・管理等に関する資料
 - (6) サービスに関する資料
 - (7) 事業収支等に関する資料
 - (8) 前払金に関する資料
 - (9) 退去時の返還金に関する資料
 - (10) 入居契約書
 - (11) 市場調査結果報告書
 - (12) 有料老人ホーム重要事項説明書
 - (13) さいたま市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
 - (14) その他参考となる資料

様式第2号（第12条関係）

有料老人ホーム事業開始届

年 月 日

（あて先）
さいたま市長

設置者 住 所

氏名・名称

代表者氏名

次のとおり有料老人ホームの事業を開始しましたので、さいたま市有料老人ホーム設置運営指導要綱第12条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 有料老人ホームの名称、類型、所在地及び入居定員
- 2 事業開始年月日
- 3 職員の配置状況及び職務の内容
- 4 建物の外観及び施設内の各主要設備の写真
- 5 竣工後の建築主事の検査済証
- 6 建物登記簿謄本